

2026年3月19日

各位

会社名 株式会社 Fast Fitness Japan
代表者名 代表取締役社長 山部 清明
(コード番号：7092 東証プライム市場)
問合せ先 広報 IR 室長 中村 成宏
(TEL. 03-6279-0861)

株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年2月13日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの変更に関する議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年4月19日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年2月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 株式併合割合
当社株式について、4,554,450株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
18,700,936株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
18,700,940株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
4株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

16 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 JG35（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社オーク（以下「オーク」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が 2026 年 4 月 20 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びオークのみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 4 月 21 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が、2025 年 12 月 2 日から 2026 年 1 月 20 日までの 30 営業日を公開買付けにおける買付け等の期間として実施した、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,315 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 JG35（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社が 2025 年 12 月 1 日に公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（当社が 2026 年 1 月 5 日に公表した「(訂正)「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、JG29 投資事業有限責任組合及びオークからの出資並びに株式会社三菱UFJ 銀行及び野村キャピタル・インベストメント株式会社からの借入れにより賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者が 2025 年 12 月 2 日に提出した公開買付届出書、同書に添付された公開買付者の出資証明書及び融資証明書等を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認して

おります。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年5月上旬又は中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月下旬又は6月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年7月中旬又は下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款一部変更の内容の詳細は2026年2月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月22日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は16株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びオークのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は公開買付者及びオークのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第15条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年3月19日(木)
整理銘柄指定日	2026年3月19日(木)
当社株式の最終売買日	2026年4月17日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年4月20日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年4月22日(水)(予定)

以上